本科講座 12	仕訳（未収金・未払金・発送費・引取運賃）

ねらい　固定資産の仕訳をマスターする。その他の仕訳をマスターする。

【未収金・未払金】

建物や土地、備品などの商品以外のものを販売（購入）した場合、代金を受取って（支払って）いない場合は、代金未回収の場合は、未収金勘定、未払いの場合は、未払金勘定を使用します。「本科講座４」で学習した売掛金や買掛金を使用しません。売掛金は売上取引のあったときに、買掛金は仕入の取引があった時に使う勘定です。

例１　所有の土地を 10,000 で売却し、代金は後日とした。
（借方）　未 収 金　10,000　　（貸方）　土　地　10,000

例２　株式 20,000 を購入し、代金は翌月払いとした。
（借方）　有価証券　20,000　　（貸方）　未払金　20,000

【発送費・引取運賃】

商品の発送時に、発送費が当方負担なのか、相手負担なのかによって処理の方法が異なります。商品を発送した時に発生する発送費は、当方負担の場合は発送費勘定を用いて仕訳を行い、相手負担の場合は立替金勘定または、売掛金勘定を使用します。（実務では、相手負担の場合は、発送費を相手方に請求を行ないます。）

例３　商品 50,000 円を売上代金は掛けとして、発送費 1,000 円を現金で支払った。
発送費が当方負担の場合
（借方）　売掛金　50,000　　（貸方）　売上　50,000
　　発送費　　1,000　　　　現金　　1,000
発送費が先方負担の場合
（借方）　売掛金　50,000　　（貸方）　売上　50,000
　　立替金　　1,000　　　　現金　　1,000

また商品仕入時に、引取運賃が当方負担の場合があります。この場合の引取運賃は仕入代金に含むと考えて仕訳を行います。

例４　商品 100,000 円を仕入代金は掛として、引取運賃 5,000 円は現金で支払った。
（借方）　仕入　　105,000　　（貸方）　買掛金　100,000
　　現　金　　5,000

未収金・未払金の仕訳

原則：仕入時以外の未払い、売上時以外の未回収の場合に使用

未収金の場合 →

借方	貸方
未収金	相手勘定科目

未払金の場合 →

借方	貸方
相手勘定科目	未払金

発送費・引取運賃の仕訳

売　上　時

発送費当方負担 →

発送費勘定を使用

借方	貸方
発送費	相手勘定科目

発送費相手負担 →

立替金勘定・売掛金勘定を使用

借方	貸方
立替金/売掛金	相手勘定科目

仕　入　時

引取運賃当方負担 →

引取運賃は仕入代金に含む

借方	貸方
仕入	現金等